

令和6年度大井川焼津藤枝スマートIC周辺まちづくり事業化検討業務委託に関する公募型プロポーザル（参加表明書等及び企画提案書）についての回答書

No	日付	事 項	質 問	回 答
1	7/19	1. 業務実績について	JV参加の場合、実施要領P2の(1)業務実績については、代表企業が要件を満たすことと記載があります。様式2の「参加表明書」では業務実績を証する書類を構成員についても求められております。構成員も業務実績が必要ということでしょうか。	代表企業の業務実績を証する書類のみで差支えありません。
2	7/19	2. 配置技術者の実績（様式）について	実施要領P5に記載あります実績（各最大3件）とは、管理技術者（照査技術者、主たる担当技術者同様）は、「土地利用構想策定業務」「まちづくりのための関係権利者合意形成業務」「区画整理事業化検討業」それぞれ実績×3件の計9件ということでしょうか。それとも3つある実績の中で最大3件記載ということでしょうか。また、JV参加の場合、代表企業、構成員それぞれの主たる担当技術者の実績は、上記のどちらかになりますでしょうか。それとも代表企業、構成員の主たる担当技術者合わせて3件ということでしょうか	実施要領P5の配置予定技術者の実績とは、管理技術者（照査技術者、主たる担当技術者同様）について、「土地利用構想策定業務」「まちづくりのための関係権利者合意形成業務」「区画整理事業化検討業」の3項目の実績×3件の計9件が評価の対象となります。 JV参加の場合、代表企業及び構成員の主たる担当技術者の実績を合わせて、1項目につき3件（3項目の実績×3件の計9件）が評価の対象となります。
3	7/19	3. 配置技術者調書について	JV参加の場合、構成員は「主たる担当技術者（1名）」のみの記載で問題ございませんでしょうか。	JV参加の場合、構成員の配置技術者は「主たる担当技術者（1名）」のみで差支えありません。
4	7/19	4. 評価基準及び配点（① 業務実績、②配置技術者の実績）	評価対象の実績には、①土地利用構想策定業務、②まちづくりのための関係権利者合意形成業務、③区画整理事業化検討業務がございます。評価の際、①の実績のみを3件記入した場合と、①～③のそれぞれの実績を3件記入する場合で、評価は異なるのでしょうか。 (実績ごとに評価点が設けられているのか)	実績項目ごとに最大3件が評価の対象となります。従って1項目の実績のみを3件記入した場合と、3項目のそれぞれの実績を3件記入する場合で、評価は異なります。